

23 共用試験臨床実習後 OSCE ^{*1}

伊藤 俊之 ^{*2}

はじめに

共用試験はかつて「臨床実習開始前の CBT と OSCE」を指していたが、「臨床実習終了後の OSCE」も共用試験として位置付けられることとなり、2020 年度から正式実施となっている。ここでは、医療系大学間共用試験実施評価機構（以下、共用試験機構）が実施している診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（臨床実習後 OSCE, Post-Clinical Clerkship Objective Structured Clinical Examination ; Post-CC OSCE）について、試験の概要と公的化を含めた今後のあり方等について述べる。

なお筆者は、共用試験機構において、理事（非常勤）、医学系 OSCE 推進会議委員長、実施管理委員会委員長、その他複数の委員会の委員を担当している。その経験と、共用試験機構がホームページで公開している資料等を引用しつつこの原稿を執筆した。原稿内容について共用試験機構は関与しておらず、個人の発表である。

1. 試験の概要

（1）正式実施¹⁾

臨床実習後 OSCE は、「国民・社会の要請に応えた優れた医師育成に向けて、大学自らが臨床実習後、すなわち卒業時の臨床能力を適切に評価するための共用試験システムである。卒業時の臨床能力とは、すなわち臨床研修開始時に必要な臨床能力であり、安全・安心の診療に不可欠なものである」と理念に謳われており、診療参加型臨床実習を終えた学生が臨床研修開始

時に必要な臨床能力を有することを社会に保証するものである。現在、多くの大学が臨床実習後 OSCE の合格を卒業要件の 1 つとしている。

共用試験機構は、臨床研修を開始する段階で研修医が身に付けておくべき能力を 14 項目に（図 1）、また、医学教育モデル・コア・カリキュラム（平成 28 年度改訂版）に準じた「臨床研修開始時に必要とされる技能と態度に関する学修・評価項目」を定めている。2021 年度時点での機構課題は、医学教育モデル・コア・カリキュラムの G2（臨床推論）に記載されている 37 症候のうち、ショックと心停止を除く 35 症候をベースに、日常、頻繁に遭遇する症候・病態に、適切な対応ができる能力を修得できているかを評価する目的で調整されている。受験生は、臨

1. 適切な医療面接ができる
2. 適切な身体診察ができる
 - ①スクリーニング診察ができる
 - ②診断仮説に基づいた集約身体診察ができる
3. 得られた情報・所見から適切な臨床推論ができる
4. 適切な症例プレゼンテーションができる
5. 問題点に即した適切な検査計画を立てられる
6. 得られた情報を統合し、診断・治療計画を立案できる
7. 臨床上的問題に対しエビデンスを収集できる
8. 正しい診療記録（カルテ）を記載できる
9. 患者の申し送りを行うことができる
10. 医療安全上の問題を報告・連絡・相談できる
11. 多職種チームで協働できる
12. インフォームド・コンセントを得ることができる
13. 基本的臨床手技を実施できる
14. 緊急性を評価し、適切な初期対応ができる

図 1 卒業時＝研修開始時の臨床能力としてできなければならないこと

《注》枠で囲んだ 4 項目が、機構課題（2021 年度時点）で評価される臨床能力である。

《出典》共用試験ガイドブック 第 19 版（令和 3 年），p157
<http://www.cato.umin.jp/e-book/19/book.pdf>

^{*1} Post-Clinical Clerkship Objective Structured Clinical Examination

^{*2} Toshiyuki Itoh 滋賀医科大学 医学・看護学教育センター

表1 評価ルーブリック (受験生用)

	合格			合否境界領域	不合格	
	問題がない	問題がほとんどない		問題がある (支障のおそれ)	重大あるいは多くの問題がある	
	6	5	4	3	2	1
A. 患者への配慮 コミュニケーション	単独で実施できる (信頼して任せ ることができる)	指導医の直接の監 督なしで実施でき る	指導医の直接の監 督の下で実施でき る	適切な患者医師関 係を構築できない おそれがある	適切な患者医師 関係を構築でき ない	患者に重大な不 利益を与える
B. 医療面接	単独で実施できる (信頼して任せ ることができる)	指導医の直接の監 督なしで実施でき る	指導医の直接の監 督の下で実施でき る	十分に必要の病歴情 報の収集ができてお らず、診療に支障が 生じるおそれがある	必要な病歴情報 がほとんど収集 できない	適切な病歴情報 が全く収集でき ない
C. 診断仮説に基づいた 身体診察	単独で実施できる (信頼して任せ ることができる)	指導医の直接の監 督なしで実施でき る	指導医の直接の監 督の下で実施でき る	診察に支障が生じ るおそれがある	必要な身体診察 がほとんどでき ない	必要な身体診察 が全くできない
D. 症例プレゼンテー ション	単独で実施できる (信頼して任せ ることができる)	指導医の直接の監 督なしで実施でき る	指導医の直接の監 督の下で実施でき る	重要な情報が伝わ らないおそれがある	重要な情報が伝 わらない	情報が伝わらな い、または虚偽 の情報を伝える
E. 臨床推論	収集した情報にも とづいて必要な鑑 別診断を根拠を示 しつつ多角的にかつ 適切に述べること ができる	収集した情報にも とづいて必要な鑑 別診断を根拠を示 しつつ多角的に述 べることができる	収集した情報にも とづいて必要な鑑 別診断を根拠を示 して述べることで きる	必要な鑑別診断を あげられるが、そ の根拠を述べるこ とができない	必要な鑑別診断 をあげられない	鑑別診断を一つ もあげられない
概略評価	優れている (卒後臨床研修の 終了時点で期待さ れるレベル以上)	良い (卒後臨床研修の 中間時点で期待さ れるレベル)	合格 (卒後臨床研修の 開始時点で期待さ れるレベル)	合否境界領域	不合格 (部分的な再教 育が必要)	不合格 (全般的な再教 育が必要)

《注》評価者用の評価ルーブリックが別途用意されているが、決してそれを受験生に閲覧させてはならない。

《出典》共用試験ガイドブック 第19版 (令和3年), p.231 <http://www.cato.umin.jp/e-book/19/book.pdf>

床現場 (外来または病棟における診察 (救急外
来を含む)) に即して、定められた時間内 (医
療面接と身体診察で12分、指導医へのプレゼ
ンテーション4分、合計16分) に、医療面接、
診断仮説に基づいた身体診察、臨床推論、症例
プレゼンテーションを適切に行えるかどうか、
ルーブリックに従って評価を受ける (表1)。

試験は、機構課題3課題と大学独自課題 (実
施大学が独自に作成した課題) 3課題の併施が
原則である。受験生は、全臨床実習を終了して
臨床実習後 OSCE を受験する資格があると各大学
が認めた医学部医学科、医学群医学類第6学
年の学生全員を対象で、受験料は受験生1名あ
たり20,000円である (2021年度時点)。本試験
には機構派遣監督者と外部評価者 (機構課題1
課題につき原則2名) が、追試験には機構派遣
監督者のみが派遣される。再試験にはいずれも
派遣されない。なお、合否判定は実施大学が責
任をもって行うこととなっている。

(2) COVID-19 対応としての「特例実施」

2017年度からトライアルが始まり、2020年
度に臨床実習後 OSCE は正式実施開始の年を迎
えたが、COVID-19の感染拡大により、当初定
めていた試験実施条件下では臨床実習後 OSCE
の実施が困難と予想される状況に陥った。その
ため共用試験機構は、COVID-19に対応した感
染防止措置の徹底を前提とした上で、試験実施
条件を緩和した特例措置を設け、この措置を講
じての実施 (特例実施) を可能とした。特例措
置の具体例として、試験日の柔軟な変更、機構
課題数の変更 (1～3課題)、大学独自課題数の
指定解除 (実施しなくても良い)、機構派遣監
督者代行者の対象拡大、内部評価者の減員 (1
試験室2名→1名以上)、外部評価者の減員 (機
構課題1課題あたり2名→1名以上目標)、な
どがある。この措置により、2020年度は当初の
予定通り臨床実習後 OSCE を実施できたのが4

大学 (5%), 特例措置を講じて実施した「特例実施」が 45 大学 (58%), 残念ながら機構課題を実施できなかった大学が 29 大学 (37%) であった。

【参考資料】 共用試験医学系診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験 (Post-CC OSCE: 臨床実習後 OSCE) 全国説明会 (2021 年 2 月 5 日開催): 2020 年度実施状況のまとめ (実施概要)

2. 共用試験の公的化

(1) 臨床実習前 OSCE (2023 年 4 月以降順次)

2021 年 5 月に医師法が改正され, 共用試験 (CBT, 臨床実習前 OSCE) の合格によって, ①臨床実習において, 医師の指導監督の下に医業 (一部を除く) が可能 (2023 年 4 月施行), ②医師国家試験の受験資格 (2025 年 4 月施行), と定められた^{2, 3)}。これがいわゆる「共用試験の公的化」である。本稿執筆時点 (2022 年 2 月上旬) において, 医師法に基づいて行われる臨床実習前 OSCE の実施方法等についての詳細はまだ定められておらず, 法の施行までに医道審議会医師分科会医学生共用試験部会において検討が進められる予定である。

(2) 臨床実習後 OSCE (時期未定)

臨床実習後 OSCE の公的化に関する最近の議論の流れを以下に示す。徐々に語気が強まっていて, 国として比較的早期の公的化を目指しているようにも感じ取れなくはない。早ければ 2025 年 4 月のタイミングで, 臨床実習後 OSCE も公的化される可能性があるように思われる。

○ 2020 年 5 月: 医道審議会医師分科会

- ・根拠: シームレスな医師養成に向けた共用試験の公的化といわゆる Student Doctor の法的位置付けについて⁴⁾
- ・概要: 試験の位置付けについては, 2020 年度からの正式実施開始後の状況を踏まえ, 今後検討が行われるべき

○ 2020 年 11 月: 医師国家試験改善検討部会

- ・根拠: 医師国家試験改善検討部会 報告書⁵⁾
- ・概要: 正式実施開始から間もない現状にかん

がみ現時点では妥当ではないが, 実施状況を確認したうえで, 将来的に成熟を見極めて行うべき

○ 2021 年 5 月: 参議院・衆議院

- ・根拠: 改正医師法 附帯決議^{6, 7)}
- ・概要: 診療参加型臨床実習に即した技能修得状況を確認するための試験の公的化を含め, 医師国家試験の在り方を速やかに検討すること

3. 今後の臨床実習後 OSCE

私達是一体いつまで COVID-19 に翻弄され続けるのだろうか。COVID-19 が完全に終息を迎えるまで, 臨床実習後 OSCE は「特例実施」の運用を続けざるを得ないであろう。一方で, 臨床実習前 OSCE の公的化が目前に迫っている。そもそも OSCE の根幹には臨床実習前と臨床実習後との間で共通部分が多いこともあり, 公的化に向けた制度設計の中で共に検討を行い, 早急に準備を進めなければならない。上述のように, 早ければ 2025 年度から臨床実習後 OSCE が公的化されると仮定すると, それに向けた全国トライアルを 2023 ~ 4 年に実施, その準備と周知を 2021 ~ 2 年に実施, と非常にタイトなスケジュールとなることが予測される。

共用試験機構ではこれまで, 臨床実習前 OSCE と臨床実習後 OSCE を担当する委員会組織は別建てとなっていたが, 2021 年 9 月に組織の一体化が図られた。新体制において, 臨床実習前・後 OSCE 間で生じていた懸案事項の改善に向けた取り組みが早速行われている。

具体的には例えば, 別々であった学修・評価項目, 実施要項やマニュアル類の整合を図り可能な限り合冊化する, 大学からの質問に対する回答に齟齬が生じないよう回答作成は同じメンバー構成とする, などが挙げられる。

さらに, 臨床実習前 OSCE の公的化を踏まえ, 臨床実習前・後 OSCE でそれぞれ別々に運用されていた認定評価者や認定標準模擬患者養成制度の統合, インクルージョン支援 (配慮が必要な受験生への対応) のあり方の見直しなどを行う予定としている。また, OSCE センター (仮称)

の構築についても検討を進めることを視野に入れている。

【参考資料】共用試験医学系 OSCE（臨床実習前・後）
全国説明会（2022 年 2 月 4 日開催）：共用試験の公
的化に向けて、2022 年度実施概要について（①実
施要項の改訂）

■文 献

- 1) 共用試験ガイドブック 第 19 版（令和 3 年）
<http://www.cato.umin.jp/e-book/19/book.pdf>
（最終閲覧日：2022.2.7）
- 2) 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確
保を推進するための医療法等の一部を改正する法
律（衆議院）
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g20409017.htm
（最終閲覧日：2022.2.7）
- 3) 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確
保を推進するための医療法等の一部を改正する法
律（参議院）
<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/204/pdf/s0802040172040.pdf>
（最終閲覧日：2022.2.7）
- 4) シームレスな医師養成に向けた共用試験の公的化
といわゆる Student Doctor の法的位置づけについ
て <https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000629953.pdf>（最終閲覧日：2022.2.7）
- 5) 医師国家試験改善検討部会報告書
<https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000693879.pdf>（最終閲覧日：2022.2.7）
- 6) 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確
保を推進するための医療法等の一部を改正する法
律案に対する附帯決議（衆議院）
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kouroulA0F05018065FE63492586B000327004.htm（最終閲覧日：2022.2.7）
- 7) 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確
保を推進するための医療法等の一部を改正する法
律案に対する附帯決議（参議院）
https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f069_052017.pdf
（最終閲覧日：2022.2.7）